

全解工連発 0751 号

令和 8 年 3 月 23 日

公益社団法人全国解体工事業団体連合会

正 会 員 各 位

(公社) 全国解体工事業団体連合会

会長 井 上 尚



建設業法改正に伴う解体工事の見積り・契約に関する事項（周知依頼）

平素は当連合会の活動に対しご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、建設業の処遇改善等を目的とした改正建設業法が、令和 7 年 12 月 12 日に全面施行され、著しく低い労務費等による見積り・依頼等が禁止されました。

これを踏まえ、全解工連では関係省庁対応委員会で協議し、別添のとおり「建設業法改正に伴う、解体工事の見積り・契約に関する事項」を作成し、注文者（元請等）・受注者（下請等）ごとの見積り・契約における禁止行為等を整理しましたので、会員企業への周知等をお願いします。

なお、具体的な見積書のひな型については、国土交通省の「労務費に関する基準ポータルサイト」(<https://roumuhi.mlit.go.jp>) 内の「労務費に関する基準」を踏まえた取引の考え方（下記 URL 参照）に掲載されている、国土交通省がエクセルで作成した（別紙 01）専門工事業者向け「様式例」（詳細版）と、（別紙 03）専門工事業者向け「書き方ガイド」なども参照しながら、各会社にてご対応ください。

（参考）「労務費に関する基準」を踏まえた取引の考え方

<https://roumuhi.mlit.go.jp/labor-cost-standard/about/concept>